

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	9	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	15-2	不利益処分の種類	貯蔵方法の基準適合命令	
高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (貯蔵) 第15条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。 2 都道府県知事は、次条第一項又は第十七条の二第一項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従つて高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。						
[参考条文] (1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号) 第18条 (2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号) 第19条 (3) コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号) 第20条 (4) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号) (5) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示(昭和50年8月1日通商産業省告示第291号) (6) 高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定